

令和2年10月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和2年 10月14日 開会

令和2年 10月14日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第14号

令和2年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月24日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 令和2年10月14日（水）午後1時

2 場 所 宮古市役所5階議場

令和 2 年 1 0 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

令和 2 年 1 0 月 1 4 日（水曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 2 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 6 発議案第 1 号 宮古地区広域行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 発議案第 2 号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則

出席議員（13名）

1番	合 砂	丈 司 君	2番	木 村	誠 君
3番	八重樫	龍 介 君	4番	阿 部	吉 衛 君
5番	伊 藤	清 君	6番	高 橋	秀 正 君
7番	畠 山	昌 典 君	8番	畠 山	拓 雄 君
9番	落 合	久 三 君	10番	豊間根	信 君
11番	黒 沢	一 成 君	12番	中 村	勝 明 君
13番	藤 原	光 昭 君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管 理 者	宮 古 市 長	山 本	正 德 君
副 管 理 者	宮 古 市 副 市 長	佐 藤	廣 昭 君
会 計 管 理 者		戸 由	忍 君
事 務 局 長		大 森	裕 君
総 務 課 長		佐々木	俊 彦 君
施 設 課 長		田 中	晋 君
施 設 課 主 幹		坂 本	好 治 君
消 防 長		小 林	達 広 君
消 防 次 長 兼 総 務 課 長		中 村	光 宏 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長		畠 山	毅 君
指 令 課 長		石 田	康 典 君
宮 古 消 防 署 長		三 浦	正 成 君
山 田 消 防 署 長		福 士	勝 君
岩 泉 消 防 署 長		和 山	勝 富 君

議会事務局出席者

書	記	坂 本	百 洪 君
書	記	館 洞	秀 徳 君

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和2年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
- 会議に入ります前に事務局長が、宮古地区広域行政組合会計管理者を紹介いたします。
- 事務局長（大森 裕君） それでは私のほうから、宮古地区広域行政組合会計管理者を紹介いたします。本年4月1日より就任しております宮古市会計管理者の戸由忍でございます。
- 会計管理者（戸由 忍君） 戸由でございます。どうぞよろしくお願いたします。
-

◎諸報告

- 議長（藤原光昭君） 諸報告を行います。
- 宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第119条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、令和元年度一般会計の2月から5月分まで及び令和2年度4月から8月分までの例月現金出納検査についての報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤原光昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、5番、伊藤清君、6番、高橋秀正君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（藤原光昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は1日間と決定をいたしました。
-

◎認定第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（藤原光昭君） 日程第3、認定第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 戸由会計管理者。
- 会計管理者（戸由 忍君） それでは、認定第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により監

査委員の意見をつけて、議会の認定に付するため、その概要をご説明申し上げ、提案理由に代えさせていただきます。

当組合では、令和元年度におきましても事業推進における予算の執行に当たっては、経費の削減に努め、効率的な財政運営に取り組んできたところであります。

令和元年度の主な事業といたしましては、衛生費では各施設の運転管理業務委託のほか、最終処分場の自走式破碎機の購入など、各種設備の整備、修繕を行いました。

消防費では、新里分署の移転整備のほか、化学消防ポンプ自動車等の購入など、消防力の強化・充実を図ったところでございます。

災害復旧費では、令和元年台風第19号により発生した最終処分場の法面崩落の復旧工事を実施いたしました。

それでは、認定第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算についてご説明いたしますので、決算書の2ページ、3ページをお開きいただき、下段の歳入合計欄をご覧ください。

歳入は、予算現額31億2,047万5,000円に対し、調定額は31億3,009万9,632円、収入済額は31億3,009万9,632円で、調定額に対する収入割合は前年度と同じ100%となっております。

次に、歳出についてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きいただき、下段の歳出合計欄をご覧ください。

歳出は、予算現額31億2,047万5,000円に対して、支出済額は30億5,661万8,781円で、予算現額に対する執行率は98.0%、対前年比で1.0ポイント低くなっております。また、不用額は6,385万6,219円となっております。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は7,348万851円で、実質収支額は同額の黒字となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金で、収入済額は29億4,481万491円で、歳入全体に占める割合は94.1%になります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額5,564万2,744円で、歳入全体に占める割合は1.8%になります。

9 ページ、10ページをお開き願います。

6 款繰越金は、収入済額4,356万393円で、歳入全体に占める割合は1.4%になります。

7 款諸収入は、資源物売却代金などの雑入等で、収入済額は4,809万9,222円で、歳入全体に占める割合は1.5%になります。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたしますので、決算書の11ページ、12ページをお開き願います。

2 款総務費は、支出済額8,205万4,154円で、歳出全体に占める割合は2.7%になります。主なものは、職員人件費等の総務管理費で8,179万2,127円となっております。

15ページ、16ページをお開き願います。

3 款衛生費は、支出済額9億6,784万7,575円で、歳出全体に占める割合は31.7%になります。主なものは、清掃費のごみ収集運搬委託料1億5,510万9,336円、ごみ焼却施設

や最終処分場などの各施設の運転管理委託料 2 億 6,356 万 2,000 円。

19 ページ、20 ページに移っていただきまして、埋立処分地施設費の重機等の備品購入費 4,416 万 7,400 円となっております。

25 ページ、26 ページをお開き願います。

4 款消防費は、支出済額 19 億 6,903 万 3,646 円で、歳出全体に占める割合は 64.4% になります。主なものは常備消防費の職員人件費 15 億 6,535 万 4,890 円。

29 ページ、30 ページに移っていただきまして、消防施設費の化学消防ポンプ自動車等の備品購入費 2 億 850 万 6,900 円となっております。

以上が令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要になります。

なお、決算書に附属書類として、6 ページ以降には歳入歳出決算事項別明細書、33 ページには実質収支に関する調書、34 ページ以降には財産に関する調書を掲載しております。また、別冊といたしまして、決算に係る主要な施策の成果に関する実績報告書並びに監査委員の審査意見書を配付しておりますので、ご参照願います。

令和 2 年 10 月 14 日 提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） これより認定第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は決算書、もしくは実績報告書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

落合議員。

○9 番（落合久三君） 9 番、落合です。

決算書の 17、18 ページ、また並びに業務概要の 13 ページ。

質問したいのは、決算書の 17、18 といったのは、3 款衛生費、2 項清掃費の 2 目ごみ焼却施設費の需用費が 18 ページに計上されております。備考欄の燃料費、このところだけという意味ではないんですが、ここを例にして、この清掃費のごみ焼却施設の燃料費が、機械を動かしたりしている基になる燃料費がどのくらいかかっているのかということも前にも質問しているんですが、業務概要の 13 ページ、既に終わっているんですが、基幹的設備改良事業費、これが 13 ページに書いてあるんですが、既に 2 カ年にわたって基幹的設備の改良工事をしていると。その一つの重要な、なぜ基幹的改良工事をしたかといいますと、施設自体が老朽化して更新の時期を迎えていた。もう一つは、更新をするに当たって CO₂（二酸化炭素）の排出も抑えることと、併せて燃料費を縮減していくと、それに役立つ基幹改良だということで基幹改良の費用だけでいえば、13 ページに書いてありますように 27 億円という、かなり大きなお金を使って基幹改良しました。

質問ですが、これを導入して過去にも聞いているんですが、この基幹改良前と今、今

回提起されている令和元年の決算で、この燃料費並びに二酸化炭素の排出量の抑制がどういうふうな効果として表れているかというのをちょっとやはり大事な課題だと思いますので、説明答弁をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） ごみ焼却施設のまず燃料費でございますが、こちらは重油の使用量になります。これにつきましては、基幹改良工事の効果としては反映されないもので、この事業費の中で基幹改良工事のCO₂削減効果、こちらは電力量の削減効果になります。

基幹改良前後、この電気の使用量の減額、減量なんですけれども、まず基幹改良終了間際の減量につきましては28%、金額にして2,300万円ほど減額の効果があります。また、昨年度、令和元年度の実績では、電気の使用量の減量効果21%ほどで、金額にして1,700万円ほどの効果となっております。この間の2,300万円から1,700万円ぐらいに効果が落ちているんですが、これはバグフィルター等の劣化に伴って、誘引等の効率が落ちてきていまして、これについては落ちてくる挙動を見ながら、しかるべき時期にバグフィルター等を交換し、効率を元に戻すというふうなことで需用費の削減を図っているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） ぜひ、当初は28%、2,300万円の電気料の使用料金の減だったと、それが先ほど令和元年は21%、1,700万円、結構そのバグフィルターがくたびれているということで600万円も違って、大きいと思いますので、このバグフィルターの交換といえますか、これはいつの時期を考えていますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） これまでの実績等で、大体7年ぐらいのペースでやっているんですが、基幹改良後の今の状況としては9年ぐらいもちそうな状況でございました。あと三、四年後ぐらいに交換等、行う予定でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 次に、実績報告書の10、11ページにってください。

3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、11ページのほうは、2目ごみ焼却施設費のところ、10ページのほうの1目清掃総務費のこの表1、収集の状況が一覧表に載っているんですが、その上には管内市町村から排出される家庭系ごみというふうに記載されております。非常に私の理解不足で初歩的な質問で恐縮ですが、11ページのほうの2目ごみ焼却施設費の1、可燃ごみの搬入状況、収集及び直接搬入分、業者が収集して持ち込んだ分と市民が直接持ち込んでいる分という意味ですが、ここでいう左は、家庭系のごみの収集についての資料、右のほうの可燃ごみの搬入状況というのは、これは家庭ごみだけではなくて事業系のごみも含めた数字なのか、ちょっと前提になるところが多分そうなのかなと思いつつ、まずそこを教えてください。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、10ページの清掃総務費に計上しております収集ごみ、こちらにつきましては各家庭から排出されるごみをステーションのほうに出して、それ

を収集運搬する量と経費になります。一方、11ページ、ごみ焼却施設費のほうに計上しています可燃ごみ、これは各家庭から出されて収集車により収集運搬されてきた可燃ごみと、施設のほうに直接持ってきている可燃ごみ、併せて事業系、これは許可で収集運搬してくる事業系の可燃ごみと事業者が直接搬入してくる事業系のごみになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうしますと、要するに宮古市内で言えば、決められている集積所に普通の家庭から持って行って、そこに置いたものを業者が回収して持ち込むと。あとは、市民が直接ここに持ってくる、プラス事業系ごみですから、事業所から出るごみを指定許可業者が収集して、または事業者自身が持ち込むと。そういう意味では11ページの数字のほうが、10ページの例えば可燃物だけに限定して言えば、10ページのほうは1万4,073 t、事業系含めると2万4,498 tだという理解でいいわけですね。そうすると、事業系ごみというのは、この2万4,000 tから1万4,000 tを単純に引いた約1万 tが事業系ごみだというふうに理解するんですが、聞きたいのはこの数字の確認を前提に、事業系ごみというのはどうなんですか、ここ数年増えているのか、あまり変わらないのか、むしろ減っているのかという点ではどうでしょう。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 事業系ごみの推移でございますが、震災前の状況からこの震災以降、最大で1人1日平均排出量になりますが33%ほど増えて、ずっと増加傾向できておりました。令和元年度にきて7%ぐらい、1人1日排出量になりますけれども7%ほど減量になっております。主な原因としては、復興事業等、これがだんだんに落ちてきたことによる事業系ごみの減少ということで、これまでずっと増加傾向できていたものが、令和元年度に初めて減少に転じたというふうな状況でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 広域行政組合の主な業務というのは、一言でいいますと、清掃関係、ごみ処理、それから消防というふうに大別されると思うんですが、ごみ問題といった場合には、端的に言えば、いかにしてごみの排出を抑えるかと、それに伴う処理費用をどうやって縮減していくか、併せて自然環境を今後どうやって守り、保全していくかということに尽きるんだと思うんですよね。そういう意味で、私は予算決算のたびに似たようなことをしょっちゅう聞いているんですが、やっぱり市長も年頭の文書の中にも書いてあるんですが、全世界的に言っても、日本中で言っても、宮古で言ってもやっぱりこのごみをどうやって本当に抑えていくかというのは、持続化できる社会をつくるという意味でも大きい課題の一つに位置づけられて、文字どおり世界的な課題になっているという意味合いにおいても、ここをどうやって抑えるかというのは最大の関心を払って、いろんな手を打つ必要があるというふうに思っている質問であります。

市長にこの点で、最後に令和元年の、私は今、可燃ごみのことに限定して話をしているんですが、この間その他のごみもあるんですけれども、市長は決算を踏まえて、どういうふうな課題があるのかなという点での所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 山本管理者。

○管理者宮古市長（山本正徳君） おっしゃるとおりだというふうに思います。そういう

意味で、この間、宮古市のほうでは気候非常事態宣言を出させていただきました。もう待たない状況にあるんだという認識を我々のみならず、住民の方々もしっかりそれを捉えるべきだというふうに思っています。我々ができること、それから住民の方々ができることを、それぞれがどういうことをしっかりやっていかなければならないかというのを4Rに従って、しっかりそれを確認した上で取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

まだまだこの宮古地域においても、なかなかごみの減量化というのが進んでいないのが現状でありますので、やはりもう一度、自分たちがどのくらいの量があって、どのくらいどこを誰が受け持ってやっていくかというのを明確化していきたいというふうに思っております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 次に、決算書の25、26ページ、3款衛生費、2項清掃費、6目リサイクル施設費の26ページの備考欄のところに、リサイクル施設運転管理業務委託5,450万円、これ結構金額でも大きい委託費なんですけど、このリサイクル施設運転管理業務委託といった場合に、具体的にはどういう業務を委託しているんでしょうか。委託先の宮古のちょっとさっき見ていたんですが、そこはいいです。どういうふうなりリサイクル施設の業務を委託しているのかというのがイメージとして分かるのと、ちょっと分からないところがあるんで、金額も相当ここは大きいところなんで、ちょっと説明をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） リサイクル施設運転管理業務でございますが、これは容器包装廃棄物、缶、瓶、ペットボトル等を各家庭から収集して集められてきたものを、今度はそれらを選別作業を経て出荷できるように梱包まで行う、その運転作業等を行っている業務でございます。

事業費の積算につきましては、14名の積算でこの金額になっているところでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今14名といたしましたか。要するに人件費とっていいんですか。それ以外にはないですか。さっき言った分別をして、それを圧縮したりするものは圧縮して、一定の塊にしたりするのは機械の力も当然必要なものがあると思うんですが。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） リサイクル施設に限らず他の施設もそうなんですけど、機械のメンテナンス、あるいはリサイクル施設で梱包に必要な消耗品等については組合のほうで準備をして、その作業と運転のほうを委託しているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 分かりました。

次に、決算書の29、30ページ。

消防、4款消防費、1項消防費、2目消防施設費の18節備品購入費、それぞれの新たな高規格救急自動車購入、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力消防ポンプ、化学消防ボ

ンプ自動車、ざっと2億円の支出をして、それぞれ当議会でも丁寧な説明を事前に受けております。そのことは、もちろん全く異議なしなんですが、決算ですので、この高規格救急自動車購入から一番最後の化学消防ポンプ自動車の落札率を教えてください。

○議長（藤原光昭君） 中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

高規格救急自動車の落札率でございますけれども、94.19%でございます。

次に、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型でございますが、落札率98.26%でございます。

次に、小型動力消防ポンプにつきまして、落札率91%でございます。

次に、消防ポンプ自動車CD-I型につきまして、98.30%でございます。

最後に、化学消防ポンプ自動車、こちらにつきましては98.76%でございます。

以上となります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 最後の化学消防ポンプ自動車、落札率98.76%、これに限定をして応札したのは幾つの会社か。応札者は何者でしょうか。化学消防ポンプ自動車に限定していいです。

○議長（藤原光昭君） 中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 化学消防ポンプ自動車の入札についてお答えいたします。

9者応札しまして、そのうちの1者が予定価格を超過するという部分がありましたけれども、8者については予定価格を下回る正規入札をされております。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） じゃ、この1者が予定価格をオーバーしたようだ。8者で入札した結果が98.76%なんですが、この8者のそれぞれの落札者を上位に1番目にして、金額でもいいですし、応札した予定価格に対して何%かというのをちょっとざっと教えてください。

○議長（藤原光昭君） 中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 入札額の一番高額だった業者につきましては、6,123万円でございます。2番目の業者につきましては、6,110万円でございます。すみません、間違いました。1番目が6,123万円、これが1番でございます。2番目が6,120万円、3番目が6,110万円、4番目が6,100万円、5番目が6,095万円、6番目が6,090万円。

（発言する者あり）

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 大変申し訳ありません。

2番目に、4番目の業者を忘れておまして、2番目にお話ししました6,120万円、この業者が2業者ありまして、同額が。すみません、2、3が同額になりまして、そのままずっといきまして、最後に落札しました業者が6,060万円。落札率が98.76%という結果になってございます。大変申し訳ありません。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） これ、去年だったか、おととしの決算のときも別の種類のポンプ自動車の購入の入札状況を聞いて、あのときも、なぜこれを取り上げるかといいますと、率直に言って全国的にも消防ポンプ自動車は必要なものなんですが、入札に関していいますと、今、私が最後に言った6,666万円の中で100万円に対して90万円から100万円の間でというんじゃなくて、6,600万円というかなり高額な予定価格に対して100万円ちょっとの間に、6者も7者もパソコンで計算したかのような数字でだっと並ぶというのが、やっぱり国会でもちょっといろいろな意味でもっと競争力が働くようにすべきでないかという議論がされているのも踏まえての質問なんですけど、去年、私がそのことで管理者である山本市長に、これを市長はどう思いますかというふうに聞いたのに対しては、こういうふうな落札結果というのはよくあることだというふうに答弁されたんですよね。

確かにそれはあるんです、あるからこういう現状が起きているのであって、ただあのときも、随意契約のことを例にして話したんですが、客観的に見て6,600万円の落札金額と一番下というか、落札から離れた距離の業者の価格の札の入れ方が百数十万の中にもう6者も7者もひしめき合うというような場合には、発注者の判断として、そこが大事なんですよ、発注者の判断としてこの入札はいかがなものかという疑義を申し述べることはできると思うんです。

そうしろということではないんですが、ぜひ研究、検討してほしいと思って言うんですが、やっぱり結局、住民の税金で物を買うわけですから、いい意味で競争性がちゃんと担保される、競争性が担保されているのかなと疑われるようなときには、発注者がそう判断すれば、これは随意契約で切り替えてということも可能なわけですので、その辺が、いや、そういう懸念は全く当たらないよというのであればそれでいいんですが、そういう懸念を私は正直ちょっと思っていたものですから改めて聞いたんですが、最後に市長、管理者の意見を聞いてここは閉めたいと思うんですが。

○議長（藤原光昭君） 山本管理者。

○管理者宮古市長（山本正徳君） それ去年も聞かれて、私、答えたんですけども、ちょっと例が違うかもしれませんが、私は医療者なので医療の機械を買うときも、やはり需要がたくさんない場合は、なかなか値引き率というのは少ないんですよ。

当然ながら、たくさんものものを売るときには、一つ一つのその差というのをつくることのできるんですが、こういう消防自動車はそんなに多くの台数が出るわけではないので、業者としてもそれを値段を下げてまで売るとするのは、なかなか難しいというのが私はあるというふうに思っていますので、やはりこういう状況の中では、みんなこの業者さんもぎりぎりまで、このくらいまでであれば自分たちのところで採算性のベースが合うだろうというのが似通ってくるのは、私は致し方ないのではないかというふうに思っています。

これをあえて、じゃ随契でやれというのは、それこそ競争性の考え方からいくと、それは外れるんじゃないかなというふうに思っていますので、それはできるだけ安く買いたいという気持ちはありますけれども、やはりそういう状況からいって、なかなか難しいものではないかなというふうに思っています。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほか。

中村議員。

○12番（中村勝明君） ごみの減量化について私も取り上げたいのですが、決算書では56ページ、宮古以外の清掃総務費に委託料が計上になっていまして、山田、岩泉、田野畑を決算計上しているわけですが、昨年対比で不用額が150万円ほど増えているわけなんです。いろんな不用額には理由があると思いますが、この増大をした不用額の理由を説明していただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 清掃総務費委託料の不用額につきまして、これは、この委託につきまして全て随意契約で契約のほうは結んでおります。ただ、契約するに当たって見積書のほうをいただいて契約をするわけですけれども、予定価格と見積額の差額が一つ不用額になっています。また、山田町さんの場合は、このほかに突発的な収集に対応するために単価契約のほうを結んでおります。その単価契約、予定どおりの台数をこなせば不用額も少なくなるんですけれども、それについては臨機応変に対応して、その結果として不用額が出ているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 不用額が増えてよかったか悪かったか、これは解釈なかなか難しい面があると思いますが、住民にとっては不用額が出たほうがよいと。業者にとっては、私は行政組合とすれば随契でやっているわけですから、本来であれば不用額は減る傾向だというふうに単純に思うんですが、ぜひ検討していただきたいと思います。

それはそれでいいとして、昨年から広域の議員になっているわけですが、去年の決算年度で、決算審査で課長のほうから、ごみの減量化については予算化を含めて、ぜひ検討したいという答弁があったと思います。議事録、今日は持ってこなかったんですが、そうだったと思います。どのように検討をして、予算化、予算措置まで考えているかどうかお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 予算化等の検討につきましては、ごみの減量化につきましては、ごみ処理基本計画、これは、各市町村組合、それぞれ計画を持っているわけなんです。ごみの減量化に向けては各市町村と組合、それぞれ役割分担の下に進めております。

組合の役割としては、適正処理、処分、あとは施設整備が主な役割で、ごみの減量化の主な部分につきましては、市町村の役割になっている部分でございます。昨年度お答えしたのは、各市町村の取組の中でそういった検討をしている市町村もあるということで、組合としてもこれまでフリーマーケットの開催や、ストックヤード等の活用、小学校4年生が毎年施設見学のほうに来たときに、ごみ処理の授業、学習等も含めて、ごみの減量化等のそういった広報啓発活動のほうは行っております。

市町村につきましては、コンポストの補助だとか、そういったものに予算化をして、

ごみの減量化に努めておりますし、また全体としては、ごみのひと絞り運動ということで、ごみを絞って排出することによって、ごみの減量化を図るといような全体での取組をしているところでございます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○12番（中村勝明君） 分かりました。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

令和元年度宮古地区広域行政組合
一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		2,948,199,000 ^円
	1 負担金	2,948,199,000
2 使用料及び手数料		53,861,000
	1 使用料	474,000
	2 手数料	53,387,000
3 国庫支出金		24,571,000
	1 国庫補助金	24,571,000
4 県支出金		9,463,000
	1 県負担金	9,463,000
5 財産収入		3,988,000
	1 財産運用収入	360,000
	2 財産売払収入	3,628,000
6 繰越金		43,560,000
	1 繰越金	43,560,000
7 諸収入		36,833,000
	1 組合預金利子	5,000
	2 雑入	36,828,000
歳 入 合 計		3,120,475,000

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
2,944,810,491 ^円	2,944,810,491 ^円			△3,388,509 ^円
2,944,810,491	2,944,810,491			△3,388,509
55,642,744	55,642,744			1,781,744
474,000	474,000			
55,168,744	55,168,744			1,781,744
24,571,000	24,571,000			
24,571,000	24,571,000			
9,426,982	9,426,982			△36,018
9,426,982	9,426,982			△36,018
3,988,800	3,988,800			800
360,000	360,000			
3,628,800	3,628,800			800
43,560,393	43,560,393			393
43,560,393	43,560,393			393
48,099,222	48,099,222			11,266,222
2,795	2,795			△2,205
48,096,427	48,096,427			11,268,427
3,130,099,632	3,130,099,632			9,624,632

歳 出

款	項
1 議会費	1 議会費
2 総務費	1 総務管理費 2 監査委員費
3 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃費
4 消防費	1 消防費
5 災害復旧費	1 厚生労働施設災害復旧費 2 その他公共・公用施設災害復旧費
6 公債費	1 公債費
7 予備費	1 予備費
歳出合計	

歳入歳出差引残額

73,480,851円

予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
円 1,092,000	円 923,313	円	円 168,687	円 168,687
1,092,000	923,313		168,687	168,687
84,508,000	82,054,154		2,453,846	2,453,846
84,128,000	81,792,127		2,335,873	2,335,873
380,000	262,027		117,973	117,973
993,226,000	967,847,575		25,378,425	25,378,425
10,000	9,765		235	235
993,216,000	967,837,810		25,378,190	25,378,190
2,001,488,000	1,969,033,646		32,454,354	32,454,354
2,001,488,000	1,969,033,646		32,454,354	32,454,354
10,001,000	8,767,000		1,234,000	1,234,000
10,000,000	8,767,000		1,233,000	1,233,000
1,000			1,000	1,000
28,160,000	27,993,093		166,907	166,907
28,160,000	27,993,093		166,907	166,907
2,000,000			2,000,000	2,000,000
2,000,000			2,000,000	2,000,000
3,120,475,000	3,056,618,781		63,856,219	63,856,219

令和 2年10月14日 提出

宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長 山本 正徳

◎議案第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤原光昭君） 日程第4、議案第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 議案集1-1ページをお開き願います。

議案第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,490万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,587万8,000円とするものでございます。

令和2年10月14日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますが、各費目に計上しております給料、職員手当などの人件費の補正は、職員の採用、退職、異動及び支給実績見込みによるものでございます。内容につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、1-8ページをお開き願います。

1の一般職の（1）総括の比較の欄をご覧ください。

給料が416万6,000円の減額、職員手当が140万1,000円の減額、共済費が1,257万7,000円の減額、合計1,814万4,000円の減額が今回の補正額の主なものとなります。

それでは、改めまして歳出をご説明いたしますので、1-6ページ、1-7ページにお戻り願います。

なお、人件費に係る補正の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費に係る補正でございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費は、人件費に係る補正のほか、12節委託料及び26節公課費は、事業費の確定による補正でございます。

3目埋立処分地施設費374万6,000円の増額は、ごみ搬入路補修工事に係る補正で、設計業務確定に伴う委託料の減のほか、工事請負費及び工事に伴う電柱支線移設補償費を新たに計上するものでございます。

4目し尿処理施設費は、人件費に係る補正のほか、18節負担金補助及び交付金は、人事異動及び支給実績による補正でございます。

6目リサイクル施設費は、人件費に係る補正でございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、人件費に係る補正でございます。

2目消防施設費は、緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定に伴う財源補正でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1-4ページ、1-5ページにお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金9,028万2,000円の減額は、歳出でご説明いたしました事項の増減額、また5款財産収入及び6款繰越金を計上いたしま

すことにより、1 節総務を481万3,000円、2 節衛生を3,441万7,000円、3 節消防を5,105万2,000円減額するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目消防費国庫補助金68万5,000円の増額は、歳出で説明しましたので省略いたします。

5 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目物品売払収入121万3,000円の増額は、消防車両の更新に伴い、不要となった車両の売払収入を計上するものでございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金7,348万円の増額は、前年度繰越金を計上するものでございます。

以上が令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから、質疑に入るようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号

令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,904千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,195,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月14日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	分担金及び負担金	3,081,537	△90,282	2,991,255	
	1 負担金	3,081,537	△90,282	2,991,255	
3	国庫支出金	37,830	685	38,515	
	1 国庫補助金	37,830	685	38,515	
5	財産収入	361	1,213	1,574	
	2 財産売払収入	1	1,213	1,214	
6	繰越金	1	73,480	73,481	
	1 繰越金	1	73,480	73,481	
補正されなかった款項にかかる額		91,053		91,053	
** 歳入合計 **		3,210,782	△14,904	3,195,878	

2 歳出

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
2	総務費	85,530	186	85,716	
	1 総務管理費	85,140	186	85,326	
3	衛生費	1,047,306	1,333	1,048,639	
	2 清掃費	1,047,296	1,333	1,048,629	
4	消防費	2,038,756	△16,423	2,022,333	
	1 消防費	2,038,756	△16,423	2,022,333	
補正されなかった款項にかかる額		39,190		39,190	
** 歳出合計 **		3,210,782	△14,904	3,195,878	

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第5、議案第2号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、国の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における救急業務手当の特例を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、救急業務手当の特例として、附則の第2項で、救急業務を主とする消防職員が新型コロナウイルス感染症の患者、または疑いのある者の搬送業務に従事したときは、救急業務手当を支給するものでございます。

同じく、第3項として、手当の額は、業務に従事した日1日につき4,000円の範囲内とするものでございます。

この条例につきましても、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年5月18日から適用するものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和2年10月14日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。

国の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における救急業務手当の特例を定めようとするものである。

これがこの条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 事前に、全協のときに聞けばよかったんですが、施行期日の件ですが、今、消防長が読み上げたように、令和2年5月18日から適用すると、措置をするというのはいいんですが、この規定に該当する勤務に該当する人って現状ではいますか。いないのかなとは思いますが、確認のため教えてください。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 搬送したことがあるかどうかということかと思えますけれども、現在、陽性者、感染症の患者の搬送はありません。

次に、疑いのある者についてですけれども、今まで保健所に連絡を取って、その後、搬送した例というのは数件ございます。

これから手当の支給に当たりましては、保健所か医師が、疑いのある患者と判断したかどうかというのを一つの基準にして、これから精査していきたいと考えているところでございます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） これをもちまして質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例

◎発議案第2号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（藤原光昭君） 日程第6、発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例及び日程第7、発議案第2号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則は一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（落合久三君） ただいま議題となりました発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例及び発議案第2号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則について一括して提案説明を申し上げます。

発議案第1号につきましては、委員の選任方法について改正しようとするものであります。組合議員の任期は、構成市町村の議会議員の任期であることから、改選期における円滑な議会運営のため、議長の指名により委員を選任できるように改正しようとするものであり、施行期日は令和3年4月1日とするものであります。

発議案第2号につきましては、会議時間の拡大をする改正をしようとするものであります。会議時間を午前10時から午後5時までに拡大をし、議長の裁量行為として会議時間の変更ができるよう改正するほか、文言の整理、条文の追加など所要の改正をしようとするもので、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、発議案の朗読は省略いたします。議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） お諮りいたします。

発議案第1号及び発議案第2号は、質疑、討論を省略し、議案ごとに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号及発議案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。

発議案第1号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

発議案第2号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(藤原光昭君) 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員